

令和4年8月17日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 倉林 徹

令和3年度地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に  
関する評価について（答申）

令和4年8月12日付け障一1447で諮問のこのことについて、地方独立行政法人法施行条例（平成15年秋田県条例第76号）第3条第1項第2号の規定に基づく秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見は次のとおりである。

<委員会の意見>

I-1-(1)⑥「要望の多いリハビリテーションへの対応」について、法人の自己評価が数値に基づく判断になるのはやむを得ないが、県の評価においては、対面での対応が求められるリハビリテーションの特性や法人が実施した感染症対応等を十分考慮した上で、定量的な側面のみでの評価とならないよう、十分な検討をお願いします。